

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民が安心して耐震改修工事を実施できるようにするため、耐震改修施工者等のうち、スキルが高く意欲のある者を徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート（以下「耐震改修エキスパート」という。）に認定するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、徳島県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱、徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱及び徳島県木造住宅耐震診断員登録要綱における用語の定義によるほか、次によるものとする。

(1) 耐震改修エキスパート

この要綱に基づき、県の認定を受けた者をいう。

(2) 建築工事に関する実務

建築工事（建築基準法に基づく建築物等）において、「施工管理」又は「設計監理」又は「施工監督」の立場で従事した施工に直接的に関わる技術上の職務経験をいう。

(認定の要件)

第3条 知事は、徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第5条に基づく耐震改修施工者等に登録された者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、次条に定める講習会を受講し、当該講習会において実施される考査に合格した者を耐震改修エキスパートとして登録することができる。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づき、免許の登録を受けている建築士

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第5項の規定に基づき、検定に合格した建築施工管理技士

(3) 建築工事に関する実務に、通算して3年以上従事した経験を有する者

(講習会)

第4条 講習会は、耐震改修エキスパートの養成を目的とし、県が開催する講習会のほか、県が指定するものとする。

(認定の申請)

第5条 耐震改修エキスパートの認定を受けようとする者は、前条に規定する講習会を受講し、当該講習会において実施する考査に合格後、徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定申請書兼徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第4条第1項に規定する登録の申請を兼ねるものとする。

(認定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、認定を決定したときは、申請者に対して、徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定証兼徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録証（様式第2号。以下「認定証」という。）を交付する。

2 前項に規定する認定の有効期間は、講習日と同年度に登録する場合は、登録の日から3年を経過した日の属する年度の3月31日までとし、講習日の翌年度に登録する場合

は、登録の有効期間を、登録の日から2年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

- 3 登録可能な期間は、講習日の翌年度の3月31日までとする。
- 4 知事は、第1項の規定により認定を行った場合は、徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート一覧を作成し、市町村に送付するものとし、県のウェブサイトその他の手段により公表できるものとする。
- 5 市町村は、前項の規定により通知された徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート一覧を、閲覧の用に供することができる。
- 6 第1項の規定により交付される認定証は、徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第5条第1項に規定する登録証を兼ねるものとする。

(認定証)

- 第7条 耐震改修エキスパートは、認定証を紛失又は汚損したときは、速やかに徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定証再交付申請書兼木造住宅耐震改修施工者等登録証再交付申請書(様式第3号)を知事に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。
- 2 汚損を理由とする前項の認定証の再交付は、汚損した認定証と引換えに交付するものとする。
 - 3 第1項の規定による申請は、徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第6条第1項に規定する申請を兼ねるものとする

(認定の更新)

- 第8条 第6条第2項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間の満了する年度の4月1日から3月31日までの間に、認定の更新をすることができる。
- 2 認定の更新の手続きは、第5条及び第6条の規定を準用する。
 - 3 前項による認定の更新を行った場合においては、第6条第2項に規定する登録の有効期間の起算日は、従前の有効期間の満了の日の翌日とする。
 - 4 更新した認定証の交付は、従前の認定証と引換えに行うものとする。

(認定事項の変更等)

- 第9条 耐震改修エキスパートは、第5条の規定により申請した事項に変更(軽微な変更を除く)が生じた場合は、速やかに徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定事項変更届兼木造住宅耐震改修施工者等登録事項変更届(様式第4号)(以下「変更届」という。)を知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届け出は、徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第8条第1項に規定する届け出を兼ねるものとする。
 - 3 耐震改修エキスパートは、第6条第2項に規定する登録の有効期間の満了前に第6条第1項の規定による認定を辞退するときは、徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定辞退届兼木造住宅耐震改修施工者等登録辞退届(様式第5号)に認定証を添えて知事に届け出なければならない。
 - 4 前項の規定による申請は、徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第8条第3項に規定する届け出を兼ねるものとする。
 - 5 第1項の規定より認定事項の変更をした場合においては、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

(認定の取消し等)

第10条 知事は、耐震改修エキスパートが次のいずれかに該当する場合において、認定を取り消すものとする。

(1) 耐震改修エキスパートとしての要件を満たさなくなったとき

(2) 第9条第3項の届け出があったとき

(3) 耐震改修等において、徳島県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱に定める所要の耐震性を有さない改修工事、又は対象要件に適さない工事を行ったとき

(4) 次条に規定する事項に反するなど、知事が不相当と認めたとき

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を付して当該耐震改修エキスパートに通知するものとする。

3 耐震改修エキスパートは、第1項の規定による認定の取り消しがあったときは、速やかに認定証を知事に返納しなければならない。

4 第1項の規定より認定を取り消した場合、又は登録の有効期間を満了した場合においては、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

(耐震改修エキスパートの責務)

第11条 耐震改修エキスパートは、耐震改修等工事の際に知り得た家屋の情報や秘密について、他に漏らしてはならない。

2 耐震改修エキスパートは、市町村の実施する木造住宅耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業に基づく工事以外の業務にこの認定証を使用してはならない。

3 耐震改修エキスパートは、常に品位を保持し、県民が不安や不満をいだかぬよう、誠意を持った良心的な対応で業務を履行しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、耐震改修エキスパートに関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

新規・更新	登録番号	()
-------	------	-----

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定申請書
兼徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者
住所 (自宅)
電話 (同上) () -
フリガナ
氏名

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱第5条の規定
 徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第4条の規定

に基づき申請します。この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。また、公開する登録事項について名簿に掲載し、公衆の閲覧の用に供することを承諾します。

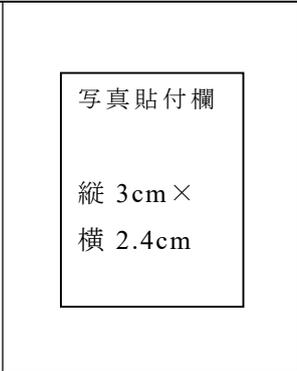
生年月日	大・昭・平 年 月 日
------	-------------

保有資格	(1 級・2 級・木造) 建築士 () 第 () 号
	(1 級・2 級) 建築施工管理技士 第 () 号

所属事業所	事業所名等	名称： 登録番号： 第 () 号 登録申請者名：
	所在地・連絡先等	所在地：〒 電話：() - F A X：() -

所属団体等	
-------	--

- (注意)
- 添付書類
 - カラー写真 6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦3cm×横2.4cm)を2枚(1枚は右欄にのり付け、1枚は提出)。写真裏面には必ず氏名を記すこと。
 - 耐震改修施工エキスパート申請の方は以下のうちいずれか一つ
 - 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
 - 建築施工管理技士 技術検定合格証明書の写し
 - 実務経歴書(様式第6号にて作成されたもの)
 - 該当するものに○を付け空欄等には必要事項を記入すること。
 - 公開する登録事項は、「所属事業所の名称・所在地・電話番号、申請者の氏名、保有資格」とする。



様式第3号 (A4)

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定証再交付申請書
兼木造住宅耐震改修施工者等登録証再交付申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所 (自宅)

電話 (同上) () -

フリガナ

氏名

登録番号

- 徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱第7条第1項の規定
- 徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第6条第1項の規定

に基づき、次のとおり再交付を申請します。

再交付を申請する理由

紛失・汚損・その他

(その他の場合の理由)

(注意)

1. 添付書類

6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦3cm×横2.4cm)を1枚写真裏面には必ず氏名を記すこと。

2. 再交付を申請する理由には、該当するものに○を付けること。

なお、申請の理由がその他の場合には、その理由を具体的に記載すること。

3. 汚損を理由に再交付を申請する場合には、その汚損した認定証を添えて申請すること。

様式第4号 (A4)

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定事項変更届
兼木造住宅耐震改修施工者等登録事項変更届

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所 (自宅)

電話 (同上) () -

フリガナ

氏名

登録番号

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱第9条第1項の規定

徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第8条第1項の規定

に基づき次のとおり届け出ます。この変更届の記載事項は、事実と相違ありません。

		変 更 前	変 更 後
フリガナ 氏 名			
主な保有資格		(1級・2級・木造) 建築士 () 第 () 号	(1級・2級・木造) 建築士 () 第 () 号
		(1級・2級) 建築施工管理技士 第 () 号	(1級・2級) 建築施工管理技士 第 () 号
所属 事業 所	事業所名 等	名称： () 登録番号： 第 () 号 登録申請者名： ()	名称： () 登録番号： 第 () 号 登録申請者名： ()
	所在地・ 連絡先等	所在地 〒 電話 () - FAX () -	所在地 〒 電話 () - FAX () -
所属団体等			
備考			

(注意)

1. 氏名に変更があった場合は、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身のカラー写真(縦3cm×横2.4cm)を1枚添付すること。写真裏面には必ず氏名を記すこと。
2. その他、変更事項に係る書類を添付すること。
 - (1)建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
 - (2)建築施工管理技士 技術検定合格証明書の写し
 - (3)住民票又は戸籍抄本等氏名変更がわかるものの写し

様式第 5 号 (A 4)

徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定辞退届
兼木造住宅耐震改修施工者等登録辞退届

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所 (自宅)

電話 (同上) () -

フリガナ

氏名

登録番号

- 徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパート認定要綱第 9 条第 3 項の規定
 徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱第 8 条第 3 項の規定

に基づき届け出ます。

辞退理由

(注意) 登録証を添付すること。

実務経歴書

私は、徳島県木造住宅耐震改修施工エキスパートの認定を受けたいので、建築工事に関する実務の経歴を下記の通り記載し提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名 _____

勤務先名	実務経験の内容 (工事名や工事内容を詳しく記載すること)	実務経験年数
		年 月から 年 月まで
		合計 満 年 月

(記入要領)

- 1 認定要件を満たす実務経験とは、建築工事（建築基準法に基づく建築物等）において、「施工管理」又は「設計監理」又は「施工監督」の立場で従事した施工に直接的に関わる技術上の職務経験です。
- 2 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 3 今までの建築工事に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
- 4 なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、認定が認められない場合もあります。